

産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付けについて（通知）

平素は産業廃棄物行政の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、悪質かつ巧妙な産業廃棄物の不適正処理が多発していることから、産業廃棄物の運搬車に対する取締りを強化することが大きな課題となっております。そこで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正され、走行中の運搬車について産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが、平成17年4月1日から義務付けられることとなりました。

皆様におかれましては下記の内容にご留意いただき、運搬車への表示及び書面備え付けを実施していただきますようお願い申し上げます。

記

1 産業廃棄物運搬車に必要な表示内容

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、下記の事項を車体の外側の両側面に鮮明にかつ見やすいように表示しておくことが必要です。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- (2) 許可業者の氏名又は名称及び許可番号（下六けた）

*表示例を裏面に記載しておりますので、参考にしてください。

2 備え付ける書面の内容

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に下記の書面を備え付けておくことが必要です。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電磁的記録とその情報を表示できる機器）

3 許可申請、変更届を提出する時の留意点

平成17年4月1日以降、豊田市に産業廃棄物の収集運搬業の許可申請及び変更届を提出される場合には、登録車両に上記の表示内容がなければ受け付けできません。

産業廃棄物収集運搬車の表示例

・車両の両側面に表示が必要です。

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- (1) 識別しやすい色の文字
- (2) 140 ポイント以上の大きさの文字⁽¹⁾

4.9cm^{(2)?}

産業廃棄物収集運搬車

3.2cm^{(2)?}

豊田産業廃棄物株式会社

3.2cm^{(2)?}

1 2 3 4 5 6

許可業者の氏名又は名称

- ・ 識別しやすい色の文字
- ・ 90 ポイント以上の大きさの文字⁽¹⁾

統一許可番号（下 6 けた）

- (1) 識別しやすい色の数字
- (2) 90 ポイント以上の大きさの数字⁽¹⁾

(1) JIS Z 8305 で規定されている大きさ 1 ポイント = 0.3514mm

(2) JIS Z 8305 で規定されている大きさを 1mm 単位で四捨五入した数値です。